

海外にある財産って 税務署は把握してるの??

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか?につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか !
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン



税 理 士 法 人 トータル財務プラン

行 政 書 士 法 人 トータル財務プラン

友 弘 正 人 公 認 会 計 士 事 務 所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

海外にある財産って 税務署は把握してるの??

1 はじめに

平成 24 年度の税制改正により、国外財産調書制度が創設されました。

平成 26 年より国外財産（日本国外の預金、有価証券や不動産など）がある居住者は毎年「国外財産調書」を提出することが義務付けられるようになりました。（初回の調書は平成 25 年分）

具体的にはその年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を保有する居住者は、翌年の 3 月 15 日までに税務署に調書を提出しなければなりません。

居住者とは国内に住所を有し、または現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人をいいます。日本人の大半が居住者に該当するため、国外に 5,000 万円超の財産があれば、提出義務があると考えていいでしょう。

しかし、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ過去 10 年以内に日本に在住していた期間の合計が 5 年以下の人は適用されません。

なお、国外財産調書は確定申告をする必要がない人でも要件に該当すれば提出義務があります。

2 制度導入の背景は

平成 28 年にパナマ文書の流出が大きなニュースになりました。

パナマ文書に名前があった日本関連の個人や企業について、日本の国税当局が調査を行い、所得税など総額 31 億円の申告漏れがあったとも報じられています。

富裕層が、弁護士や税理士といった専門家や富裕層向けにサービスを提供する金融機関が組成した複雑な取引の組合せにより、税負担を逃れようとするケースが増えてきているのです。そのような富裕層の行動は、それ以外の納税者にとって不公平感をもたらします。

ネット取引や仮想通貨の流通、国をまたいで取引と国外財産の保有が年々増えている中で、国外にある資産に係る税金を不正に免れるといった事例が把握されています。

税務当局も課税の適正化に向けて、情報を確認するための対応を急いでおり、その一環として納税者本人から国外財産の保有について申告を行う仕組みとして、制度が導入されました。

3 制度の概要

国外財産調書には、①提出者の住所氏名、②財産の種類、③数量、④価額、⑤財産の所在、⑥事業用か一般用等、を記載することになっており、日本国外にある「すべての財産」が制度の対象となります。現金預金、不動産、有価証券、貸付金等から、海外に所在する骨董品や美術品、貴金属も含まれます。

国外財産の価額は、その年の12月31日における時価、または時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、国外財産のみを記載することになっており、国外に存する債務があっても記載は不要です。

例えばその国外財産を借入金で取得した場合であっても、「見積価額」を記載することになっており、借入金を差し引くことはできません。

4 みんな本当に出しているの??

国税庁が発表している国外財産調書の提出状況は以下のとおりです。提出件数は毎年増加しており、平成28年分の提出件数は初めて9,000件を超えました。

【 国外財産調書の提出件数の推移 】

管 轄	平成 25 年分	平成 26 年分	平成 27 年分	平成 28 年分
東 京 国 税 局	3,755	5,382	5,792	5,922
大 阪 国 税 局	638	1,054	1,223	1,260
名 古 屋 国 税 局	457	632	673	660
そ の 他	689	1,116	1,205	1,260
合 計	5,539 件	8,184 件	8,893 件	9,102 件

(国税庁発表資料より作成)

※税務当局もこの件数が、該当者の全員が提出しているとは言えないと認めており、今後、制度の広報・周知を徹底するとともに、対象となる富裕層の情報収集を強化する可能性もあります。ただし、海外の税務当局からどこまで正確な情報が集まるか不明な点もあるため、とりあえず『様子見』の富裕層も多いという見方もあります。

【 財産の種類別総額 】

財産の種類	平成 25 年分	平成 26 年分	平成 27 年分	平成 28 年分
有 価 証 券	1 兆 5,603 億円	1 兆 6,845 億円	1 兆 5,327 億円	1 兆 7,093 億円
預 貯 金	3,770	5,401	6,090	6,015
建 物	1,852	2,841	3,250	3,474
土 地	821	1,068	1,277	1,238
貸 付 金	699	1,164	1,821	1,708
上記以外の財産	2,396	3,831	3,877	3,487
合 計	2 兆 5,142 億円	3 兆 1,150 億円	3 兆 1,643 億円	3 兆 3,015 億円

(国税庁発表資料より作成)

※毎年有価証券が全体の半分程度を占めて最も多くなっています。

有価証券が国外の財産で取得が容易であることの表れかもしれません。税務当局も、そこから発生する利子や配当、売却益などの課税漏れの監視に努めていく姿勢を示しています。

4 提出する場合としなかった場合は何が違うの??

国外財産調書は自主的に自己の情報を記載し、提出するものであることから以下のよ
うなインセンティブ措置が設けられています。

① 提出期限内に提出した場合

国外財産調書に記載がある財産に関して、所得税・相続税の申告漏れがあった場合でも、
その財産に係る過少申告加算税が5%軽減されます。

② 提出がない場合・記載すべき財産の記載がない場合

その国外財産に関して所得税の申告漏れがあった場合、過少申告加算税が5%上乗せさ
れます。→これについてはすでに適用事例も発生しています！

③ 偽りの記載をして提出した場合・正当な理由なく提出しなかった場合

1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。

5 今後、海外資産は捕捉されていくの？

実際に海外の所得や財産は税務署には気付かれないだろう、もしくは申告義務はないだ
ろうと考える人が多いのです。

国内財産と異なり、税務当局も国外財産の把握は困難なため、申告しなくてもバレない
と思われる方もいるかもしれません。しかし租税条約が締結されている国同士の情報交換
は近年非常に盛んです。

例えば金融機関経由で海外に送金した場合、100万円を超えるものに関しては、金融機
関が内容を記載した国外送金等調書を税務署に提出することになっています。

金融機関の口座情報を各国で共有する枠組みも整備が進んでおり、租税回避地を含む
100以上の国・地域が参加しています。

自分の知らないところで国外への資産の流れが税務当局に把握されていることもある
のです。

海外に時価の合計が5,000万円を超えるような有価証券、預金、不動産をお持ちの方
は、提出義務があるのに提出していないと、実は税務署に把握されているかもしれないの
です。

正当な理由もなく提出を怠れば、刑事罰が科されるかもしれないとは、かなり厳しい罰
則です。

提出義務者がある方はきちんと提出したほうが良いでしょう。

お心あたりのある方は、弊社の担当者にお問い合わせ下さい。